

感染症について

下記の病気については、医師が「意見書」を記入することが考えられる感染症です。主治医の診断を受け完治してから登園してください。（※の感染症については「別紙様式」となります。）

感 染 症 名	感染しやすい期間	登 園 の め や す
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
※インフルエンザ 【様式2】	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
※新型コロナウイルス感染症 【様式3】	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること（無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること）
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前からかさぶた形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

下記の病気については、保護者の「登園届」が必要です。登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い「登園届」の提出をお願いします。なお、園は集団生活の場です。集団の中で生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。

感 染 症 名	感染しやすい期間	登 園 の め や す
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが、かさぶた化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

その他の感染症・・・園医（かかりつけの医師）と相談の上、出席停止の判断をすることもあります。

感 染 症 名	対 応 の 仕 方
伝染性膿痂しん（とびひ）	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆う
伝染性軟属腫（水いぼ）	皮膚の接触により感染の可能性があるため衣類、包帯、耐水性ばんそうこう等で覆う
アタマジラミ症	薬局で市販されているシャンプー（スミスリン等）を行い、目が細かいクシでしらみや卵等を取り除く